

◎住民税の非課税判定

・賦課期日時点で生活保護	①
・賦課期日時点で未成年者(H20.1.3以降生まれ)、障害者、寡婦、ひとり親で合計所得金額135万円以下	②
・均等割非課税限度額・年税0円 (合計所得金額が、右の限度額以下)	③
・所得割非課税限度額・年税5千円 (総所得金額等が、右の限度額以下)	④

所得金額 ↓	年金収入		給与収入
	65歳未満	65歳以上	
② 135万	216万	245万	204万
③ 38万 82.8万 ※1	98万	148万	103万
	147万	192.8万	147.8万
④ 45万 112万 ※1	105万	155万	110万
	186万	222万	177万
⑤ 58万	118万	168万	123万

◎扶養にとれる被扶養者の合計所得…58万円以下 ⑤

※右図は給与のみ或いは年金のみの所得金額を収入に変えたものです。
給与・年金両方がある場合や、他の所得がある際はそれぞれの所得の合計を非課税判定に使用します。

※1 扶養者が一人の場合

1 税額の計算方法

収入－必要経費(給与・年金は各所得控除額)＝所得金額
 合計所得(各種所得金額の合計)－損失額＝総所得金額
 総所得金額－所得控除合計＝課税総所得金額
 課税総所得金額×税率＝税額控除前所得割額
 税額控除前所得割額－税額控除額(注1)＝所得割額
 所得割額＋均等割額－控除不足額(注2)＝差引納付額

(注1) 分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。
 (注2) 「税額控除額」は調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額の控除等の控除です。
 (注3) 「控除不足額」は所得割額より控除することができなかった配当割額・株式等譲渡所得割額の控除の額のことで。

2 所得金額

給与総収入金額(円)	給与所得控除金額(円)	※昭和36年1月1日以前の生まれ(65歳以上)		※昭和36年1月2日以後の生まれ(65歳未満)	
190万以下	65万	年金収入	年金所得控除金額	年金収入(円)	年金所得控除金額(円)
190万超, 360万以下	給与総収入×30%+8万	330万未満	110万	130万未満	60万
360万超, 660万以下	給与総収入×20%+44万	330万以上, 410万未満	年金収入×25%+27万5千	130万以上, 410万未満	年金収入×25%+27万5千
660万超, 850万以下	給与総収入×10%+110万	410万以上, 770万未満	年金収入×15%+68万5千	410万以上, 770万未満	年金収入×15%+68万5千
850万超	195万				

3 所得控除

雑損控除	(実質損失額－総所得金額等の合計額×10%) 又は(災害関連支出の金額－5万円)のうち、いずれか高い方の金額	
医療費控除	医療費の実質負担額－(10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い金額)(限度額200万円) ※地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合 特定一般用医薬品等購入費－1万2千円(限度額8万8千円)	
社会保険料控除	支払金額	
小規模企業共済等掛金控除	支払金額	
生命保険料控除	支払金額	控除額
	新契約	12,000円以下 全額
		12,000円超32,000円以下 支払金額の1/2+6,000円
		32,000円超56,000円以下 支払金額の1/4+14,000円
		56,000円超 28,000円
	旧契約	15,000円以下 全額
	15,000円超40,000円以下 支払金額の1/2+7,500円	
	40,000円超70,000円以下 支払金額の1/4+17,500円	
	70,000円超 35,000円	
※一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した合計控除額(限度額70,000円) ※一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額28,000円)		
地震保険料控除	支払金額	控除額
	保地	50,000円以下 支払金額の1/2
	料震	50,000円超 25,000円
	契旧	5,000円以下 全額
	5,000円超15,000円以下 支払金額の1/2+2,500円	
	15,000円超 10,000円	
※地震保険料、旧長期契約の両方がある場合、限度額25,000円		

	被扶養者の所得金額	控除額
特定	58万以下	45万円
※19歳以上特別控除未滿	58万超, 95万以下	45万円
	95万超, 100万以下	41万円
	100万超, 105万以下	31万円
	105万超, 110万以下	21万円
	110万超, 115万以下	11万円
	115万超, 120万以下	6万円
扶養控除	一般	33万円
	老人 70歳以上(S31.1.1以前生)	38万円
	同居老親等	45万円
障害者控除	障害者控除	26万円
	(特別障害者の場合)	30万円
	(同居特別障害者の場合)	53万円
基礎控除	寡婦控除	26万円
	ひとり親控除	30万円
	勤労学生控除	26万円
基礎控除	合計所得金額2,400万以下	43万円
	2,400万超, 2,450万以下	29万円
	2,450万超, 2,500万以下	15万円

扶養者の合計所得金額(円)	900万以下	950万以下	1,000万以下
配偶者控除	一般	33万円	22万円
	老人 70歳以上(S31.1.1以前生)	38万円	26万円
配偶者特別控除	被扶養者の所得金額	控除額	
	58万超, 95万以下	33万円	22万円
	95万超, 100万以下		
	100万超, 105万以下	31万円	21万円
	105万超, 110万以下	26万円	18万円
	110万超, 115万以下	21万円	14万円
	115万超, 120万以下	16万円	11万円
	120万超, 125万以下	11万円	8万円
	125万超, 130万以下	6万円	4万円
130万超, 133万以下	3万円	2万円	
		1万円	

4 市民税・県民税所得割の税率

項番	所得金額の種類	市民税率	県民税率
1	総所得金額、山林所得金額、退職所得金額	6%	4%
2	分離短期譲渡所得金額	5.4%	3.6%
3	分離長期譲渡所得金額	3%	2%
	※地方税法附則第34条の2適用分 (課税標準2,000万円までの部分につき)	2.4%	1.6%
	※同法附則第34条の3適用分 (課税標準6,000万円までの部分につき)	2.4%	1.6%
4	株式等に係る譲渡所得等の金額	3%	2%
5	上場株式等の配当所得金額(分離課税分)	3%	2%
6	先物取引に係る雑所得等の金額	3%	2%

◎市民税・県民税均等割・森林環境税額

市民税 3,000円
 県民税 1,000円
 森林環境税 1,000円

5 税額控除

◎調整控除

納税者本人の合計所得金額が2,500万円以下の場合、下記の区分に応じた金額

- ・合計課税所得金額が200万円以下の方
 次の①と②のいずれか少ない額の5%(県民税2%、市民税3%)に相当する金額
 - ① 右表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
 - ② 合計課税所得金額
- ・合計課税所得金額が200万円超の方
 ①の金額から②の金額を控除した金額(5万円を下回る場合は5万円)の5%(県民税2%、市民税3%)に相当する金額
 - ① 右表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
 - ② 合計課税所得金額から200万円を控除した金額

控除の種類		金額(円)	控除の種類		金額
勤労学生控除		1万	扶養控除	一般	5万
障害者控除	普通	1万		特定	18万
	特別	10万		老人	10万
	同居特別	22万		同居老親等	13万
ひとり親控除(母)		5万	寡婦控除	ひとり親控除(父)	1万
基礎控除		5万円			
納税者本人の所得金額		900万円以下	950万円以下	1,000万円以下	
配偶者控除	一般	5万円	4万円	2万円	
	老人	10万円	6万円	3万円	
配偶者特別控除	48万超50万未満	5万円	4万円	2万円	
	50万以上55万未満	3万円	2万円	1万円	

◎寄附金税額控除

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額(寄附金の合計額が総所得金額等の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当する金額)が2千円を超える場合にはその超える金額の県民税は4%、市民税は6%に相当する金額

- 1 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
- 2 埼玉県共同募金会又は日本赤十字社の埼玉県支部に対する寄附金
- 3 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として埼玉県又は行田市の条例で定めるもの
- 4 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として埼玉県又は行田市の条例で定めるもの

ただし、1のうち、特例控除の対象となる寄附金が2千円を超える場合は、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の県民税は5分の2、市民税は5分の3に相当する金額をさらに加算した金額(所得割の20%に相当する金額を超えるときは、その20%に相当する金額)

課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割合
0円以上、195万円以下	84.895%
195万円超、330万円以下	79.79%
330万円超、695万円以下	69.58%
695万円超、900万円以下	66.517%
900万円超、1,800万円以下	56.307%
1,800万円超、4,000万円以下	49.16%
4,000万円超	44.055%
0円未満 (課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合)	90%
0円未満 (課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する場合)	地方税法に定める割合

◎配当割額・株式等譲渡所得割額の控除

区分	市民税	県民税
配当割額	3/5	2/5
株式等譲渡所得割額	3/5	2/5

◎住宅借入金等特別税額控除

前年分の所得税において平成21年から令和7年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額(前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額(97,500円を限度)を超える場合には、当該金額)に下欄の割合を乗じた金額

ただし、居住年が平成26年4月から令和3年まで(地方税法附則第61条の規定の適用がある場合は令和4年まで)であって、特定取得又は特別特定取得(特例取得及び特別特例取得を含む)又は、特例特別特例取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額

- ① 前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額(特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額)
- ② 前年分の所得税の額(住宅借入金等特別控除等適用前の金額)

市民税	3/5	県民税	2/5
-----	-----	-----	-----

◎配当控除

種類	課税所得金額		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
	市民税	県民税	市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%		
外貨建等以外の証券投資信託	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%		
外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%		



ホームページにて詳細や令和8年度改正内容をご覧ください→